

徳島におけるキリシタン

令和2年10月12日 13:00～

県立総合福祉センターにて

はじめに

1 徳島とキリスト教との出会い・発展・取締り

2 徳島藩の禁教政策の展開

3 キリシタンの取り扱い

- ・ 東意類族

- ・ 祐賀（平島家）類族

- ・ 大津古主膳類族

おわりに

(1) キリシタン禁制史関係年表

1549年(天文 18年)	フランシスコ・ザビエル、鹿児島に上陸・布教開始
1563年(永禄 6年)	ルイス・フロイス来日 三好長慶の家臣に三木判太夫など
1565年(永禄 8年)	長慶の家臣、武田市太夫キリシタンに改宗
1574年(天正 2年)	ディオゴ結城生まれる
1582年(天正 10年)	天正遣欧使節(～90年に帰国)
1587年(天正 15年)	秀吉、バテレン追放令發布
1596年(慶長 1年)	サン・フェリペ号事件 この頃、家政大坂で洗礼をうける!
1597年(" 2年)	長崎にて二十六聖人殉教・パウロ三木殉教
1600年(" 5年)	リーフデ号、豊後に漂着
1604年(9 "年)	糸割符制度開始
1609年(14 "年)	オランダに通商許可(平戸)
1610年(15 "年)	家康、田中勝介をメキシコに派遣
1612年(17 "年)	直轄領に禁教令 ----- 翌年全国に拡大
1613年(18 "年)	イギリスに通商許可(平戸)、支倉常長をイスパニアへ派遣
1614年(19 "年)	高山右近、宣教師らをマニラ・マカオに追放
1622年(元和 8年)	元和の大殉教 ---- 長崎で 55名 処刑 ----
1624年(寛永 1年)	イスパニア船の来航禁止
1631年(8 "年)	奉書船制度開始
1635年(12 "年)	日本船の海外渡航禁止及び帰国の全面禁止
1636年(13 "年)	ポルトガル人の子孫・混血児の追放(貿易商人は別) ディオゴ結城殉教
1637年(14 "年)	島原の乱(～38年まで)
1639年(16 "年)	ポルトガル船の来航禁止・徳島で最初の宗門改帳(和田島)
1640年(17 "年)	駅路寺(長谷寺)に対し禁教の徹底を發布
1641年(18 "年)	在江戸諸大名に対しキリシタン改めを命じる。 オランダ人を長崎出島に移す。
1644年(20 "年)	家老より家中に対し禁教の徹底を命じる。
1648年(慶安 1年)	藩内において「褒賞制度」による禁教の徹底を図る。
1656年(明暦 2年)	家老よりキリシタの再調査が命じられる。 *その一族についても調査が命じられる。
1657年(明暦 3年)	公儀宗門改役成立(大目付・作事奉行による)
1658年(明暦 4年)	全国のキリシタン調査報告書「吉利支丹出申国所之覚」作成(6月) 板野郡奥野村吉利支丹宗門御改帳(6月)
1659年(万治 2年)	五人組制度・寺請制度に基づく禁令の展開
1663年(寛文 3年)	武家諸法度の中にキリシタン禁令を明示
1664年(寛文 4年)	各藩に宗門改奉行の設置を命じる。
1671年(寛文 11年)	大目付(公儀宗門改奉行)より宗門改めと高札掲示を命じられる。
1673年(寛文 13年)	類族改めが命じられる。
1687年(貞享 4年)	詳細な類族改様式が完成・実施される。

徳島におけるキリシタン



2020年10月12日 13:00~

板東 英雄

はじめに

スライドで見る南蛮貿易 & キリスト教

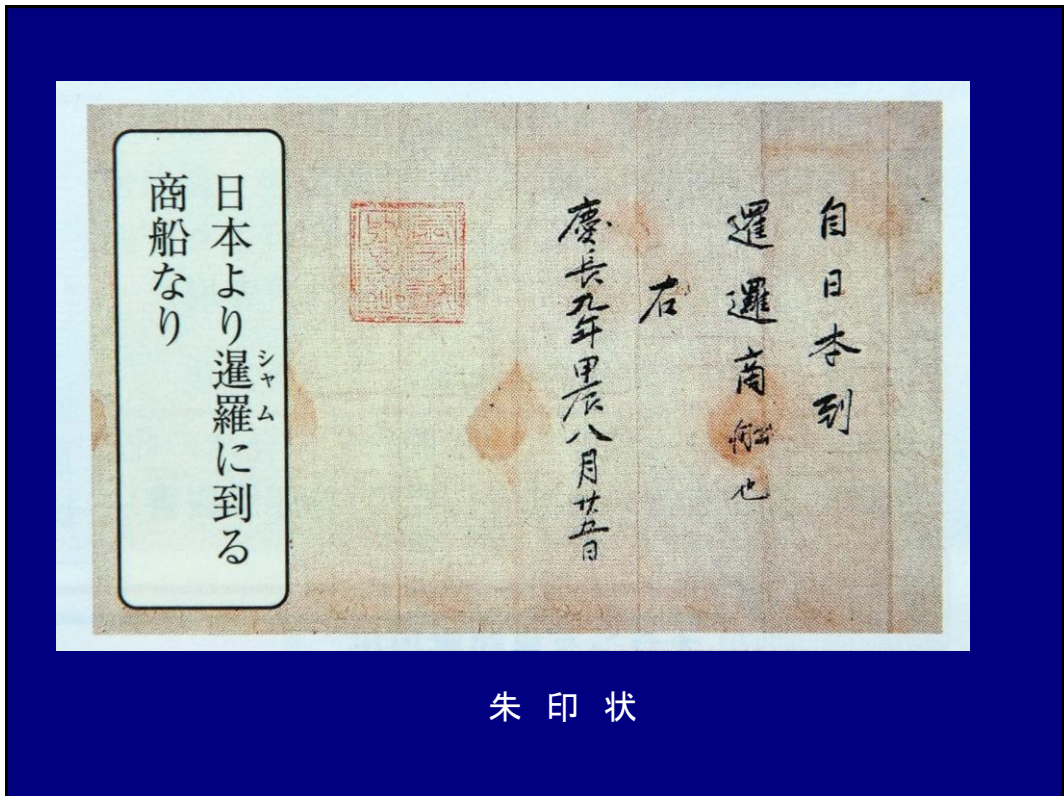


神戸市立博物館蔵 61.0×48.7cm(部分)

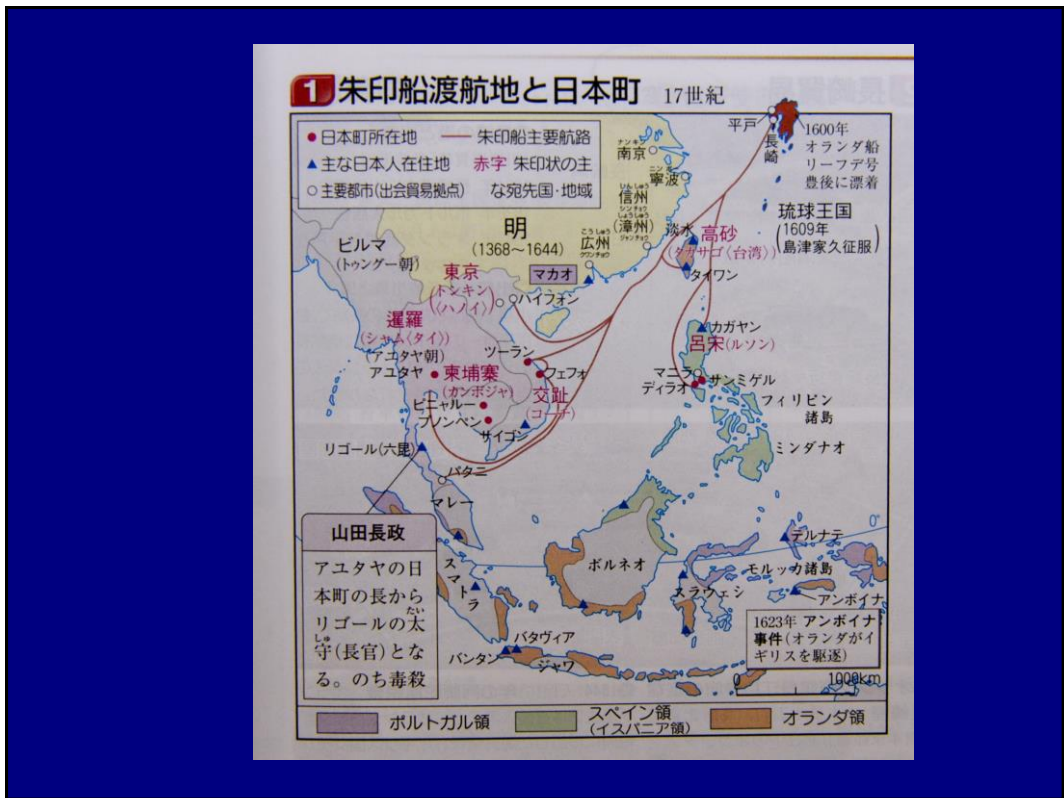


神戸市立博物館蔵

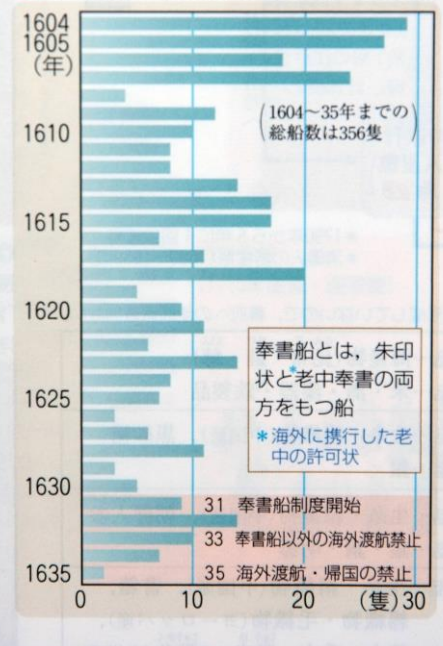




朱印状



B 朱印船の渡航回数 (『国史大辞典』)



元和の大殉教



-----1622年(元和 8年) 長崎で55名 処刑 ----

1 島原の乱 ⇒ p.145e



天草四郎の像

陣中旗



長崎港 ---- 出島・唐人屋敷 -----



出島オランダ商館の図



絵踏の図



長さ 18.6cm 真鍮製の踏み絵



キリシタン禁制の高札



キリシタンの位牌

『徳島県歴史写真集』より

* 徳島の転びキリシタン一覧

県下の転びキリシタン一覧表					
人 名	定住した年月	転居 - その他のメモ	転亡年月日	史料名	
1 大津 主膳	寛永21年	浪人以りて由上瓦屋守より母家へ戻長5、母を尋ねて「自説」(「浪」)	享和4年8月10日 (戦死)	◎	
2 北島 安次夫	寛永21年	浪人以りて由時、寛永9年転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年3月10日 (+)	◎	
3 松野 賢	寛永12年5月 正保3年6月	浪人以りて大坂にて時味、天明4年転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年7月10日 (+)	◎B C G	
4 余北 宮左衛門	寛永11年	浪人以りて由時、寛永9年転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年4月10日 (+)	◎B G	
5 坂本 徳重の家	慶安3年	浪人以りて時味、転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年2月10日 (戦死)	◎B G	
6 又 藤 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、慶安3年転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年2月8日 (戦死)	◎	
7 藤田 了恒		『松野支丹傳説』巻一内、「石之助旗一退」に記す「浪守西分村」		◎	
8 藤野 弥次		『香取家文書』に「70、6年以前（1614、5年頃）浪守西分村に居た」と		A B ◎	
9 渡辺 石衛門 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、慶安3年転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年8月10日 (戦死)	◎	
10 高木 宗 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、慶安3年転ぶ「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年3月10日 (戦死)	◎	
11 藤七 (浪守西分村)		7. に同じ		◎	
12 藤高 光太 (浪守西分村)	慶安元年	この光太は藤高にいたるところで「藤高の石衛門」として、藤高の正保3年浪守関口に留まりて其後居た」と記述されているが、この藤高は「浪守西分村」に居た藤高の孫と見られる。		◎	
13 藤高 光太の家 (浪守西分村)		この光太は藤高にいたるところで「藤高の石衛門」として、藤高の正保3年浪守関口に留まりて其後居た」と記述されているが、この藤高は「浪守西分村」に居た藤高の孫と見られる。		◎	
14 藤高 石衛門 (浪守西分村)		7. に同じ		◎	
15 藤高 石衛門 (浪守西分村)		7. に同じ		◎	
16 藤七 安次 (浪守西分村)		7. に同じ		◎	
17 藤野 徳重		7. に同じ		A ◎	
18 藤野 徳重の家 (浪守西分村)	寛永21年	浪人以りて時味、「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年3月10日 (戦死)	◎	
19 藤野 徳重の家 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年4月10日 (+)	◎B G	
20 藤野 徳重の家 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年4月10日 (+)	◎	
21 藤野 徳重の家 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年4月10日 (+)	◎	
22 藤野 徳重の家 (浪守西分村)	正保3年	浪人以りて時味、「浪守関口」に留まりて其後居た」と	享和3年4月10日 (+)	◎	
23 山岡 勘兵衛	寛永17年12月	「西国遊人山岡勘兵衛」正徳一とありし浪守関口に居た」と	享和3年12月10日 (戦死)	◎	
24 山岡 勘兵衛		寛永17年12月		◎	

人 名	定住した年月	転居 - その他のメモ	転亡年月日	史料名	
25 藤高 石衛門		24. に同じ			◎
26 藤高 石衛門		24. に同じ			◎
27 土橋 石衛門 (浪守西分村)		「浪守西分村」に居た」と			◎
28 五 兵 衛 (浪守西分村)	正保4年1月	「五兵衛は浪守西分村に居た」と			◎
29 藤高 石衛門 (浪守西分村)	寛永12年9月 正保3年6月	「浪守西分村」に居た」と			C ◎
30 + の家 (浪守西分村)	寛永12年9月 正保3年6月	「浪守西分村」に居た」と			C ◎
31 石 衛 門 (浪守西分村)	正保2-3年	「浪守西分村」に居た」と			◎
32 + の家	正保2-3年	31. に同じ			◎
33 石 衛 門 (浪守西分村)	正保2-3年	31. に同じ			◎
34 石 衛 門 (浪守西分村)	正保2-3年	31. に同じ			◎
35 石 衛 門 (浪守西分村)	正保2-3年	31. に同じ			◎
36 藤高 石衛門 (浪守西分村)	寛永20年12月	生まれば不明、美濃郡の郡屋にいたところ江戸より「藤高」に遊ばれる。			◎
37 下田 徳重 (浪守西分村)		「下田徳重」に居た」と			◎
38 石 衛 門 (浪守西分村)		「浪守西分村」に居た」と			◎
39 石 衛 門 (浪守西分村)		「浪守西分村」に居た」と			◎
40 藤高 石衛門 (浪守西分村)		「浪守西分村」に居た」と			◎

◎①は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎②は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎③は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎④は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑤は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑥は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑦は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑧は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑨は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑩は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑪は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑫は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑬は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑭は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑮は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑯は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑰は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑱は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑲は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑳は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉑は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉒は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉓は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉔は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉕は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉖は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉗は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉘は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉙は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉚は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉛は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉜は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉝は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉞は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉟は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊱は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊲は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊳は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊴は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊵は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊶は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊷は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊸は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊹は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊺は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊻は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊼は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊽は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊾は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊿は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎①は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎②は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎③は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎④は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑤は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑥は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑦は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑧は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑨は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑩は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑪は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑫は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑬は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑭は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑮は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑯は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑰は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑱は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑲は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎⑳は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉑は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉒は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉓は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉔は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉕は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉖は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉗は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉘は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉙は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉚は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉛は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉜は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉝は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉞は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㉟は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊱は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊲は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊳は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊴は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊵は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊶は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊷は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊸は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊹は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊺は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊻は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊼は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊽は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊾は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。◎㊿は浪守西分村に居た藤高の孫と見られる。

1 徳島とキリスト教との 出会い・発展・取締まり

キリシタン禁制史関係年表 no1

1549年(天文18年)	フランシスコ・ザビエル、鹿児島に上陸・布教開始
1563年(永禄 6年)	ルイス・フロイス来日、 三好長慶の家臣にキリシタン多数、 三木判太夫 など
1565年(永禄 8年)	長慶の家臣、 武田市太夫 キリシタンに改宗
1574年(天正 2年)	ディオゴ結城 生まれる
1582年(天正10年)	天正遣欧使節(~90年に帰国)
1587年(天正15年)	秀吉、バテレン追放令発布
1596年(慶長 1年)	サン・フェリペ号事件 *この頃、 家政 大坂で洗礼をうける！
1597年(2年)	長崎にて二十六聖人殉教・ パウロ三木殉教
1600年(5年)	リーフデ号、豊後に漂着
1604年(9年)	糸割符制度開始
1609年(14年)	オランダに通商許可(平戸)
1610年(15年)	家康、田中勝介をメキシコに派遣

ルイス・フロイス『日本史』3 第14章170p~184p

----永禄6年(1560)・ロレンソ修道士の飯盛山への派遣、
司祭ビレラによる洗礼-----

……三好殿幕下の73名の貴人たちはまったく納得して、すぐにもキリシタンになることを決心するに至った。その中には3人の首嶺ならびに重立った人たちがいた。重立った人たちの一人は三ヶ(箇)伯耆殿、池田丹後殿、3人目は三木判太夫であった。そして彼らは皆すぐに聖なる洗礼を切に願って……73名とともに数日前に洗礼をうけた-----。

ルイス・フロイス『日本史』3 第20章 262～278p

永禄8年（1565）ルイス・デ・アルメイダの書簡より

……この頃、私はすでに快方に向かっているようだったので、篠原（長房）という名の殿を訪ねる決意をしました。彼は堺におり都では非常に勢力があり、（人々から）畏れられていました。……私がこの殿の館に赴きますと、折からそこに居合わせた（殿）の秘書はタケダ・イチダユウというキリシタンでしたので、（殿）はさっそく私たちの中に入ると命じました。

（殿）といっしょにいた20名の武士も同席しました。——この殿の家臣である3名の武士は、このたびの説教にいたく心をひかれ、それ以後、引続き説教を聞きに来てついにキリシタンになるに至りました。

ルイス・フロイス『日本史』5第 66章 （1591年）

——多数の人々が（巡察）師を訪ねてきたこと、およびかの（都）地方のキリシタンが司祭なしに信仰をよく保ち得た次第——

阿波では、この役を山脇パウロが務めた。同国は異教徒ばかりが住むところで、彼は追放されてそこに居住するようになったのだが四十名以上の人々に洗礼を授けた。彼は自らそれらの人々の（信仰）を保持させているが、彼もまた今ではその地で余裕ある日常を過ごしている。というのは、彼は（天性）非常に明晰であったから、阿波の領主が彼を召し抱え多額の俸禄を授けたからである。



一五九六年十二月十三日付、長崎発信 (一五九六年年報)

-----迫害中におけるイエズス会の

司祭たちの活動状況について-----

ある領国(阿波国)の別な国主(蜂須賀家政)は、すでに洗礼を受ける覚悟でこう言った。自分の領地や生命を失っても、その時にはキリシタン信仰を捨てない固い決心をもってキリシタンになると。彼は自分がキリシタンになったことを、異教徒の殿たちに気付かれぬよう十分に注意を払っていたが、我らの法についての熱意に燃え、それについて大いなる感情を込めて語り、機会があると我らのことについて話さないでいることはできぬほどである。つまり彼は、日本人の考えとは違って世界が球状であること、----- 中略 ---- 宇宙の創造主と支配の事、我らと同じく死すべき人間であった神と仏のことについて-----中略---これらの対話によって一同は、少なくとも彼がキリシタン宗門に対する好意を退けていないと理解したものと言い得る。彼がキリシタンになる少し前に、娘は(前田)玄以法印のキリシタンである長男(前田茂勝)と結婚した。彼女は以前はキリシタンを知っていなかったが、夫が洗礼を授かって以後は、彼女も同様な心を抱き始めたので、彼女も間もなくキリシタンになるため受洗するであろうと思われる

十六・七世紀イエズス会『日本報告集』 第一期 第2巻

『五機内最後の宣教師』 結城了悟著

ジョアン・ロドリゲス・ジランの書簡(イエズス会年報)

長崎1609年3月14日

1585年から蜂須賀家政は阿波の大名であった。家政は1596年大坂で洗礼を受けたが-----家政は実際に信仰生活を止めていたが、家来の中には120名ほどの信者がいた。----- 都の地方について。この家から阿波国へ宣教の旅が行われました。その信者は大きな喜びで神父を迎え、みんな告白し、ある落伍者も神様に戻りました。----- よく教えを受けたあと大人28名が洗礼を受けましたのであのキリシタンたちの小さな共同体は大きくなり力が強められ----- 神父とイルマン(阿波出身)が二人の領主親子そして主だった家臣から歓迎され、二人にも挨拶に行きました。父の方は昔洗礼を受けていましたので今いろいろと持て成し4度ほど自分の屋敷に招待しました。----- 説教を聞いた人の中には、そこに長年追放されている日本の以前の公方もいました。彼がイルマンと親戚関係にあるのでイルマンがその家に挨拶に行ったとき自分も説教を聞きたいと言い-----。

2 徳島藩の禁教政策の展開

キリシタン禁制史関係年表

NO 2

- 1612年(17年) 直轄領に禁教令 ----- 翌年全国に拡大
- 1613年(18年) イギリスに通商許可(平戸)、支倉常長をイスパニアへ派遣
- 1614年(19年) 高山右近、宣教師らをマニラ・マカオに追放
- 1622年(元和 8年) 元和の大殉教 ---- 長崎で55名 処刑 ----
- 1624年(寛永 1年) イスパニア船の来航禁止
- 1631年(8年) 奉書船制度開始
- 1635年(12年) 日本船の海外渡航禁止及び帰国の全面禁止
- 1636年(13年) ポルトガル人の子孫・混血児の追放 (貿易商人は別)
ディオゴ結城殉教
- 1637年(14年) 島原の乱(~38年まで)
- 1639年(16年) ポルトガル船の来航禁止・徳島で最初の宗門改帳(和田島)
- 1641年(18年) 駅路寺(長谷寺)に対し禁教の徹底を発布
在江戸諸大名に対しキリシタン改めを命じる。
オランダ人を長崎出島に移す。

NO3

- 1644年(寛永 20年) 家老より家中に対し禁教の徹底を命じる。
- 1648年(慶安 1年) 藩内において「褒賞制度」による禁教の徹底を図る。
- 1656年(明暦 2年) 家老よりキリシタの再調査が命じられる。
* その一族についても調査が命じられる。
- 1657年(明暦 3年) 公儀宗門改役成立 (大目付・作事奉行による)
- 1658年(明暦 4年) 全国のキリシタン調査報告書「吉利支丹出申国所之覚」作成
板野郡奥野村吉利支丹宗門御改帳(6月)
- 1659年(万治 2年) 五人組制度・寺請制度に基づく禁令の展開
- 1663年(寛文 3年) 武家諸法度の中にキリシタン禁令を明示
- 1664年(寛文 4年) 各藩に宗門改奉行の設置を命じる。
- 1671年(寛文11年) 大目付(公儀宗門改奉行)より宗門改めと高札掲示を命じられる。
- 1673年(寛文13年) 類族改めが命じられる。
- 1687年(貞享 4年) 詳細な類族改様式が完成・実施される。

三月廿一日
切支丹宗門天下一統御停止
之旨被仰出

四月

定 三好郡

一歳入之儀若代官下代住様
悪申歟又ハ風俗違令迷惑
百姓等分散申在所遂穿鑿
可申上事
一致所令中絶在処者其ゆか
りをそたて可相定事
一從此跡如申付新開ニ可成
地不寄多少可申付外其年
ハ立毛作人ニ可遣外從選
年者相慮之年實可上事
付其年荒外地有之外而郡
奉行見及外ハ、代官ニ申
届作可申付事

已上
慶長十七朔月六日御名乘

三月
木津村長谷寺へ被下

定

一当寺之儀為往還旅人一宿
雖令建立此節從
公儀きりしたん之族御禁
制外条不依何者疑敷者一
宿被仕義堅停止之事
一金毘羅分新町之義如有来
諸役令免許事
一地下人并他地郷之者当
寺へ相集或国之褒貶又者
対代官給人企非儀之訴訟
輩歟惣而乍知悪党於寺内
令許容者住寺可為越度事
右条々可被相守者也依如件
寛永十八年三月廿八日
長谷寺宥胤法印

同
五
十

二月二日
公嶋原御加勢被蒙仰

同五日
江府御発駕

同十六日
御精国

御先手義堅御付外
二月廿七日一程退治ニ付御出馬無之

正月

池田 山城守

去冬

上使島原下向之刻役船指出
外様御達之処山城守心得を
以此御如何様之儀も難斗
存船指留置外処索(金)

公御加勢被仰蒙外処索(御)
早速船配相整都合宜有之
旨達高聞重キ上意相蒙依之
致出府老中迄御礼申上外様
被仰付

正月

御鉄炮頭 太田九郎右衛門
御使番 前田助左工門
副使 小野十左衛門
治田五郎左工門
前野 徳兵衛
西堀 弥左工門
此度為御名代松平伊豆守殿
嶋原へ御下向ニ付御附使者
被仰付嶋原へ被遣

徳島県史史料1 『阿淡年表秘録』

三月廿一日(1)

切支丹宗門天下一統御停止
之旨被仰出
(慶長一七年・一六二)

(2)三月

木津村長谷寺へ被下

定

一当時之儀為往還旅人一宿
雖令建立此節從
公儀きりしたん之族御禁
制候条不依何者疑敷者一
宿被仕義堅停止之事
一金毘羅分新町之義如有来
諸役令免許事
一地下人并他地郷之者当
寺へ相集或国之褒貶又者
対代官給人企非儀之訴訟
輩歟、惣而乍知悪党於寺内
令許容者、住寺可為越度事
右条々可被相守者也依如件
寛永十八年三月廿八日(一六四二)
長谷寺宥胤法印

徳島県史史料1 『阿淡年表秘録』

(寛永一四年)

十月

森志摩守

后甚五兵衛卜改

嶋原一揆二付、為上使板倉内

膳正(守)重昌殿、石谷十蔵

殿嶋原へ下向二付、大坂より

肥前迄取渡御用被仰付、松平

伊豆守殿下向之節も同断相

勤

(寛永十五年)

正月

池田山城守

去冬

上使島原下向之刻役船指出
候様御達之処山城守心得を

以此砌如何様之義も難計卜

存船指留置候処

公儀加勢被仰蒙候処

早速船配相整都合宜有之候

旨達高聞重キ上意相蒙依之

致出府老中迄御礼申上候様

被仰付

徳島県史史料1 『阿淡年表秘録』

(寛永十五年)

正月

御鉄砲頭 太田九郎右衛門

御使番 前田助左衛門

副使 小野十左衛門

治田五郎左衛門

前野 徳兵衛

西堀 弥左衛門

此度為御名代松平伊豆守殿

嶋原へ下向二付御附使者

被仰付嶋原へ被遣

二月二日

公嶋原御加勢被蒙仰

同五日

江府御発駕

同十六日

御帰国

御先手乗船被仰付候処

二月廿七日一揆退治二付御出場無之

徳島県史史料1 『阿淡年表秘録』

3 キリシタンの取り扱い

覚

一先年市中より立退候吉利支丹宗門之内御公儀并御自分共
度々御穿鑿被 仰付候もの共儀二付、慶安二年丑極月十六日三
何連茂方より寺沢式部方江帳一冊遣置候事
右帳面二書載せ候もの共之儀ハ不及沙汰、以後度々相改候
もの共之一類吟味可被申付候次第

中略

右何右衛門二親より甥迄切支丹宗門二而無之候へ共此者共も
何右衛門同前其所へ預置相果候ハハ、死骸押へ置注進可申
上旨堅可被申付置候、但加様成類之者御扶持方へハ不被召置候
御両国之内何方二奉公仕候とも其段ハ不苦候事

一右宗門之類本帳二載セ申者共弥他国江遣間敷候、但帳面二
外申者共之分ハ、他国二不致住宅慥成請人立近国江ハ往来
不苦候、然とも他国二越年停止之事
右之通自今以後可相改旨被 仰出候仍如件

明暦貳年(一六五六)申八月廿八日

長谷川 越前

山田 豊前

蜂須賀 山城

賀島 主水

蜂須賀 一学 殿

中尾又右衛門 殿

(『蜂須賀家文書』27>・31 2・1)

松平出羽守
 出雲國
 松江ヨリ宗門二三人モ出申候、
 森内記
 美作國
 津山ヨリ宗門多出申候、内侍二人出申候、
 松平相摸守
 因幡國
 鳥取ヨリ宗門八九人モ出申候、内侍三人モ出申候、
 松平阿波守
 阿波國
 徳嶋ヨリ宗門中比ニ出申候、内侍三人モ出申候、
 同人
 淡路國ヨリ宗門二三人モ出申候、
 讃岐國
 松平右京大夫領分、
 高松ヨリ宗門多出申候、内侍一兩人モ出申候、
 山崎虎之助領分
 九龜ヨリ宗門二三人モ出申候、

興利新督記

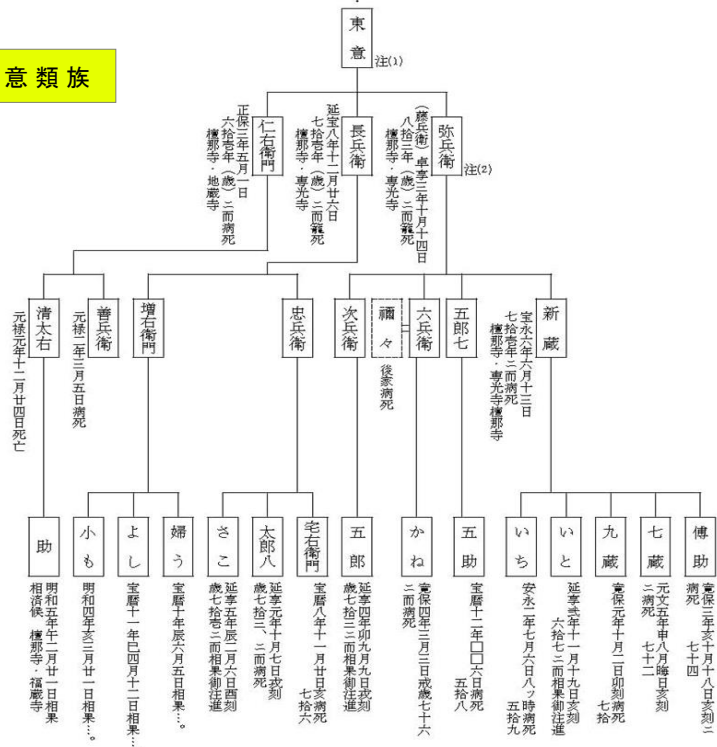
『続々群書類従』『吉利支丹出申之覚』

転切支丹類族御届一卷

【蜂須賀家文書】

一 転切支丹類族人御届之儀宗門御奉行
 小幡三郎左衛門下役人共江御尋候処左之通之由
 元禄拾壹年寅年十二月廿五日福岡十五左衛門・
 杉原甚右衛門方より書付指越申候
 本人同然男女無差別
 本人同然より曾孫迄之内二女有之候得者
 曾孫からハ類族二不出、男子二而続候得者
 本人同然より玄孫迄類族二而候
 類族之家筋
 一 大津古主膳類族
 一 北島安大夫類族
 一 祐賀類族
 一 余北吉左衛門類族
 一 富永徳養妻之類族
 一 板野郡西分村又助類族
 一 合六系図
 一 右系左之通

東意類族



Handwritten Japanese text from a family document. The text is written in cursive (sōsho) and includes names and dates. Key phrases include '元禄2巳年' (Genroku 2,巳年) and '吉田家' (Yoshida family). The document appears to be a record of family events or a petition.

『吉田家文書』元禄2巳年 (1689)
 —— 転びキリシタン東意類族改帳 ——

東意類族

元禄二巳年改

【吉田家文書】

板野郡吹田村

一 東意

病死

右東意之義生国河内切支丹宗門之由ニ而御座候旨
承伝候七拾五、六年巳前六拾一年ニ而、板野郡吹田村
致病死候也、年席久敷義故宗旨取置之寺
年号月日父母舅姑等相知不申候

右東意子本人同前

一 弥兵衛

生国阿波

籠死

右弥兵衛親東意以来切支丹宗門之由慶安
三年ニ井上筑後後守方より被申越候ニ付重々被遂吟
味候所前後切支丹宗門ニ不罷成也申候右之赴
筑後守方へ申達籠舎申付置候処、貞享
三年十月十四日八拾三年ニ而致籠死申候

右同断

一 長兵衛

右同断

右長兵衛義親東意已来切支丹宗門之由慶安三年

身柄預り状仕上る懸り状の事」

一板西郡吹田村之藤兵衛せかれ弥平次、長兵衛、
並藤兵衛孫、善兵衛、清太夫此四人の者共
他國並他郷へ遣し不申候、然に私共に御預け
被成候、慥に預り申處實正に御座候、右の旨
相背申候はは私共曲事に可被仰付候、若右之
者共何分之義御座候而相果申候は、所に而
取置不仕早早御注進可申上候仍
爲後日懸り如件

正保三年八月十九日

吹田村組頭百姓 長右衛門

同村庄や 理兵衛

……中略……

内海□□殿

『阿波藩民政資料』所収

覚

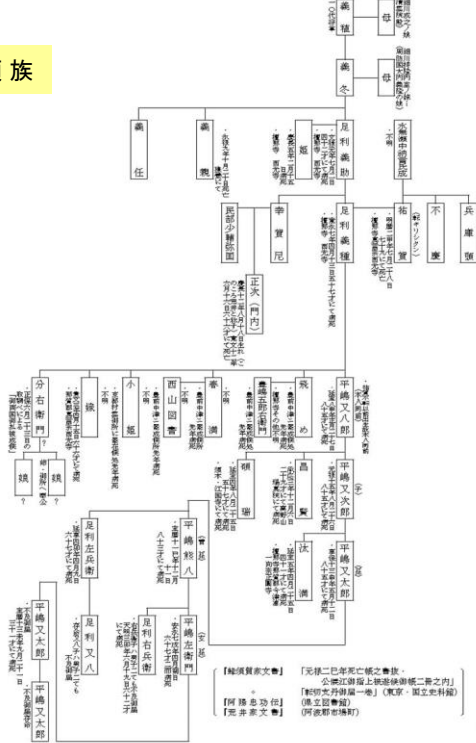
一板野郡之内吹田村弥兵衛義宗門もつれにて永々
籠御長屋に被置籠候所、午十月十四日申の下刻病死
仕候に付死骸かめに入、塩詰被成私共御預け置被成
に付儘請取在所へ取越、江戸より御成下御座候迄
昼夜共無油斷番仕可申候 仍而爲後日如件
貞享三年十月十六日

吉田家文書』

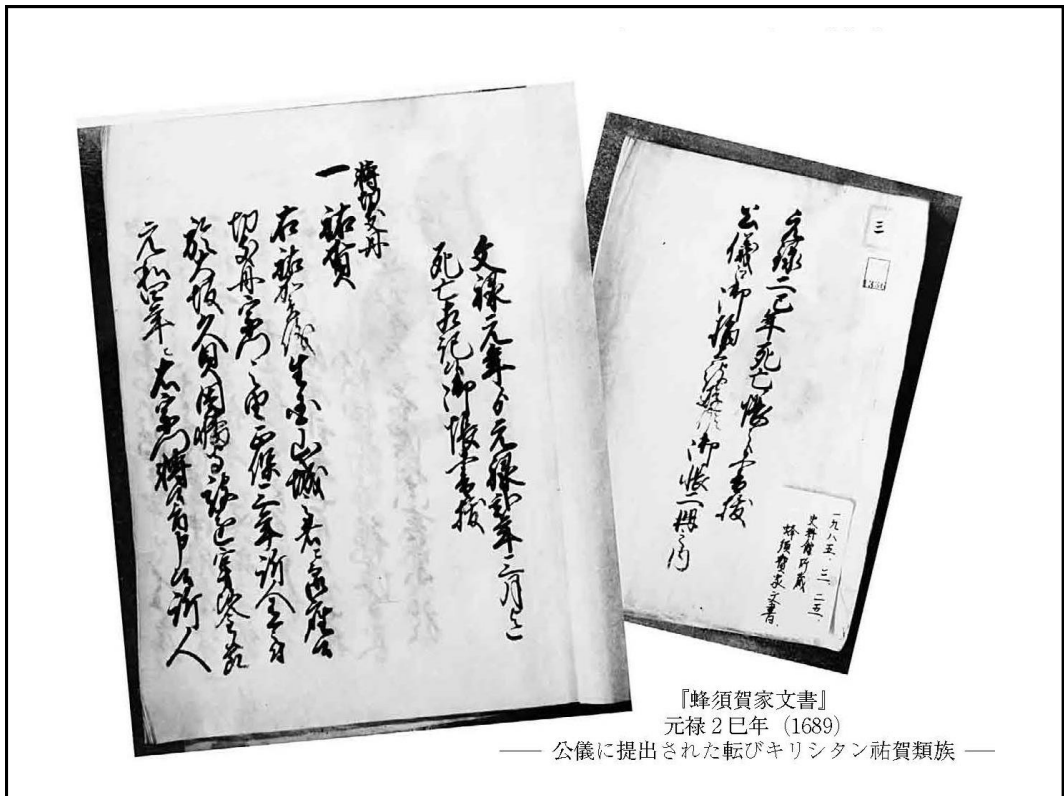
弥兵衛子 次右衛門
同 七兵衛
同 おい 忠兵衛
同 善兵衛
同 村庄屋 次郎兵衛
同村五人組
略

系図(一) —— 平嶋家 (祐賀類族) 系図 ——

祐賀類族



上り作成



『蜂須賀家文書』

元禄2巳年 (1689)

—— 公儀に提出された転びキリシタン祐賀類族 ——

祐賀・不慶関係史料

(1) 祐賀について

転切支丹

一 祐賀

右祐賀義、生国山城之者ニ而御座候、切支丹之由正保三年訴人有之付、於大坂久貝因幡守被遂穿鑿候節、元和四年ニ右宗門転候旨申候、訴人申分も不分明転候事も年序久敷儀ニ候、其上年寄中風氣にて正体無之候間、倅平嶋又八郎ニ可預置候之旨、井上筑後守方より被申越候付預置候処、明暦貳年七月廿八日七拾九歳にて致病死候ニ付筑後守方へ申達那賀郡赤池村真言宗於西光寺取置申候

『蜂須賀家文書』 27A-1336

○ 寛永12年（1635）9月、不慶探索の為、長崎奉行讃岐へ派遣
「阿州於平嶋又八郎母祐賀不慶妹にて御座候」

○ 正保3年（1646）6月、本屋忠三郎の自白により取り調べを受ける。
「大阪北新町本屋忠三郎白状、不慶伴天連妹歳六拾六七、名ハ祐賀右之女拾三年已前迄吉利支丹宗門ニ而御座候只今阿波南方平嶋と申所ニ罷有候祐賀子ハみよし又八郎と申候」

*祐賀申し開き

「吉利支丹国より戻申時-----老カ月程逗留致候、兵庫・私・同倅分右衛門・同娘に吉利支丹宗ニ成候得と申故、道川並倅分右衛門、倅又八郎ニ忍びうかと聞き入れ吉利支丹ニ成申事実証ニ御座候事」

「蓬庵様被仰出候ハ天下御政道之宗旨ニ候間---ころび候へハ御ゆるし被成候」

「吉利支丹ニ成替ましくと誓紙申付候」

正保3年（1646）12月、

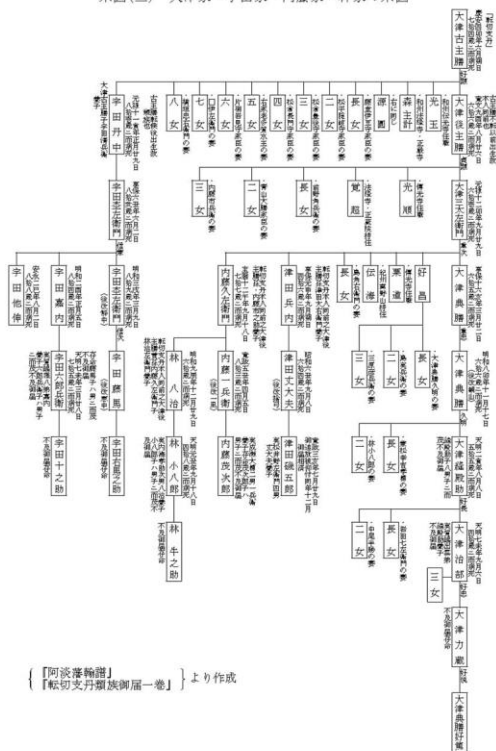
大坂町奉行・久貝因幡守の取り調べ

「式拾九歳已前迄ハ彼宗門ニて御座候得共、其後之儀ハ訴人申分も不分明ニ相聞申候」

「国本へ被召連其所ニ預ケ置候」

明暦2年（1656）七月、79歳にて病死

系図(三) 大津家・宇田家・内藤家・林家の系図



大津古主膳

『阿陽忠功伝』

「寛永廿一甲申年、大津主膳生国大和ナリ然ル
 ニ吉利支丹宗門ノ由訴人アリ、依之井上筑後守
 ヨリ申来ルニ付テ吟味ヲ遂ラレ候ヘハ福島左衛
 門大夫ニ勤仕ノ時少ノ間件ノ宗門ニ成候処御法度
 以前慶長五六年ノ頃轉ヒ子供二人出家致
 サセ……中略……御免ナサレ前ノ如ク召仕ハル」

『阿淡藩翰譜』

同九年(元和)大公瑞雲院公(家政)御招なされ度旨
井上直孝殿仰下され阿波国へ参り当時百人扶持下
さる其後鼻紙代として處領千石玉わり淡路由良城
代二なされ…中略… 大津主膳と改由良へ参
る。

『阿淡年表秘録』

…略… 文政七年十一月廿七日宗門奉行よ
り…略… 切支丹宗門転乃家筋にて生死の節は
時々案内等申出し事候へとも最早代数経候二付公辺
御構無之届二及ス以後通例二心得候様書付ヲ傳
ふ…略… 同年(文政十一年)七月十二日藩中切
支丹宗門改奉行と被成…後略…

おわりに



トラピスチヌ修道院

表(一) 県下の転びキリシタン一覽表

	人 名	発覚した年月	処 罰 ・ そ の 他 の メ モ	死亡年月日	史料名
1	大 津 主 膳	寛永21年	訴人によりて井上筑後守より申来ル、慶長5、6年頃転ぶ「御免ナサレ前ノ如ク召仕ハル」	慶安4年6月27日 (病死)	Ⓐ B
2	北 島 安太夫	寛永21年	訴人ありて吟味、寛永9年転ぶ「筑後守聞召ラレ御免アリテ其俣召仕ハル」	慶安5年8月17日 (〃)	Ⓐ B
3	祐 賀	寛永12年9月 正保3年6月	訴人ありて大坂にて吟味、元和4年転ぶ「筑後守聞届ラレ御免アリ」	明暦3年7月28日 (〃)	Ⓐ B C G
4	余北 吉左衛門	寛永11年	訴人ありて江戸へ送られ吟味(拷問)、元和7年転ぶ「聞届ケラレ其俣名東村に預ケ置」	承応3年4月18日 (〃)	Ⓐ B G
5	富永 徳誉の妻	慶安3年	訴人ありて吟味、転ぶ「井上筑後守へ仰達セラレ召籠置ル」	天和4年2月17日 (籠死)	Ⓐ B G
6	又 助 (板野郡西分村)	正保3年	訴人ありて吟味、慶長18年転ぶ「井上筑後守聞届ラレ」	慶安元年3月6日 (病死)	Ⓐ B
7	藤 掛 了 悟		「転切支丹類族御届一卷」内に、「右之類族一追々死絶一只今無御座候」		Ⓑ
8	東 意 (板野郡吹田)		「吉田家文書」に「75、6年以前(1614、5年頃)61年ニ而板野郡吹田村致病死…。」		A B ⑧
9	佐 右 衛 門 (板野郡矢倉野)	正保3年	訴人ありて吟味、慶長20年転ぶ「筑後守聞届ラレ候ヘモ籠舎仰付置レ…」	寛文8年6月24日 (籠死)	Ⓐ B
10	市 兵 衛 (板野郡西分村)	正保3年	訴人ありて吟味、慶長17年転ぶ「筑後守方へ仰達セラレ候處聞届ラレ…」	承応4年3月10日 (病死)	Ⓐ B
11	新 七 (板野郡神宅村)		7. に同じ		Ⓑ
12	善 兵 衛 (板野郡徳命村)	慶安元年	この夫婦は讃岐にいるところを訴えられ、讃岐の右京大夫よりの申越しにより阿波で捕え吟味をし、善兵衛は江戸(井上清兵衛方)へ御渡しとされているがその後不明。なを、善兵衛の類族は、「転切支丹類族御届一卷」では、「死絶」となっている。		Ⓐ B
13	善 兵 衛 の 妻 (板野郡徳命村)	〃			Ⓐ B
14	善 右 衛 門 (板野郡乙瀬村)		7. に同じ		Ⓑ
15	鋳物師 仁兵衛 (名西郡高瀬村)		7. に同じ		Ⓑ
16	勘七 女房さつ (名西郡広野村)		7. に同じ		Ⓑ
17	餌指 弥 蔵		7. に同じ		A ⑧
18	御掃除坊主 一古	寛永21年	訴人ありて吟味、「筑後守聞召ラレ御免アリテ其俣召仕レ」	寛文6年3月12日 (病死)	Ⓐ B
19	喜兵衛女房さく (三原郡上堺村)	正保3年	訴人ありて大阪にて吟味「在所ニ預ケ置ル旨筑後守ヨリ申越シ」 Gの中に「殊女之義ニ候間其所ニ御預ケ置…。」	万治3年6月29日 (〃)	Ⓐ B G
20	道 無 (名西郡西分村)	正保元年 8月頃	公儀より阿波守へ、阿波守から被仰越候「慶安2年江府江御指越ニ…籠死之由」	慶安2年4月 (籠死)	⑩
21	浜野五郎右衛門	正保2年 3月頃	大坂において訴えられる。「御詮議之上同年5月江府ニ御指越ニ相成候」	承応2年9月 (病死)	⑩
22	阿波屋三郎兵衛	正保2年 6月頃	公儀より阿波守へ、「…来年阿州ニテ転候由申候得共…同年8月江府江御指越ニ相成候、赦免」	元禄元年正月5日 (〃)	⑩
23	山 国 勘兵衛	寛永17年12月	「西国浪人山国勘兵衛ト云者…きりしたん宗門之由訴人有之二付…於寺町斬罪ヒ…」	寛永17年12月頃 (斬罪)	Ⓔ
24	次 郎 作		富永徳誉の妻の取調べから判明		Ⓐ

第一章 徳島藩におけるキリシタン禁制政策の展開

	人 名	発覚した年月	処罰・その他のメモ	死亡年月日	史料名
25	孫 右 衛 門		24. に同じ		Ⓐ
26	兵 左 衛 門		24. に同じ		Ⓐ
27	土橋 六右衛門 (那賀郡)		「私儀元来切支丹宗門ニ有之此度御法度被仰出之趣致拝上奉得其意候事」		Ⓕ
28	五 兵 衛 (板野郡黒塚村)	正保4年1月	「五兵衛義は申分不審成者ニ而候間弥かうもん被仰付候」		Ⓖ
29	豊嶋五郎右衛門	寛永12年9月 正保3年6月	「五郎右衛門義御赦免…京都ニ致牢人…京都へ…預ケ置候」		C Ⓖ
30	〃 の妻 (飛め)	寛永12年9月 正保3年6月	「筑後守より重而様子被申入候迄他所へ不参様ニ御預ケ置…」		C Ⓖ
31	九 右 衛 門 (宗徳)	正保2～3年頃	讃岐国高松あはや(阿波屋)三郎兵衛白状より、「平嶋又八郎親召仕候…宗徳義之由…致病死候」	正保1年頃か (病死)	Ⓖ
32	〃 の妻	正保2～3年頃	31. に同じ		Ⓖ
33	石 坂 彦之進	正保2～3年頃	31. に同じ 先年御扶持はなれ、其後行衛不相知候由…		Ⓖ
34	石 坂 善太夫	正保2～3年頃	31. に同じ		Ⓖ
35	石坂 与一兵衛	正保2～3年頃	31. に同じ		Ⓖ
36	井上五郎左衛門	寛永20年12月	生まれは不明、美馬郡の郡里にいたところ江戸より(徳左衛門)に訴えられる。		Ⓓ
37	下田市郎左衛門		「下田市郎左衛門儀、吉利支丹宗門ノ由ニテ江戸ヨリ……。」		Ⓐ
38	半 右 衛 門		祐賀一件のなかで「…外ニ召使候下々式、三人吉利支丹之由…」として追放された1人と思われる。		Ⓖ
39	分 右 衛 門		祐賀一件のなかで「…分右衛門并下々者弘候と被仰、御国弘被成候……」と記された祐賀の倅		Ⓖ
40	岡 藤 左衛門		祐賀一件のなかで「…又八郎家頼ニ而御座候処ニ宗門之儀ニ付阿州弘候」		Ⓖ

※①31を訴えた讃岐国高松あわや三郎兵衛は、22の阿波屋三郎兵衛と思われる。したがって訴えられた年月は正保2年6月以降と考えられる。

※②23の山国勘兵衛は『荒井家文書』内に出てくる勘兵衛でないかと三木計男氏は指摘している。

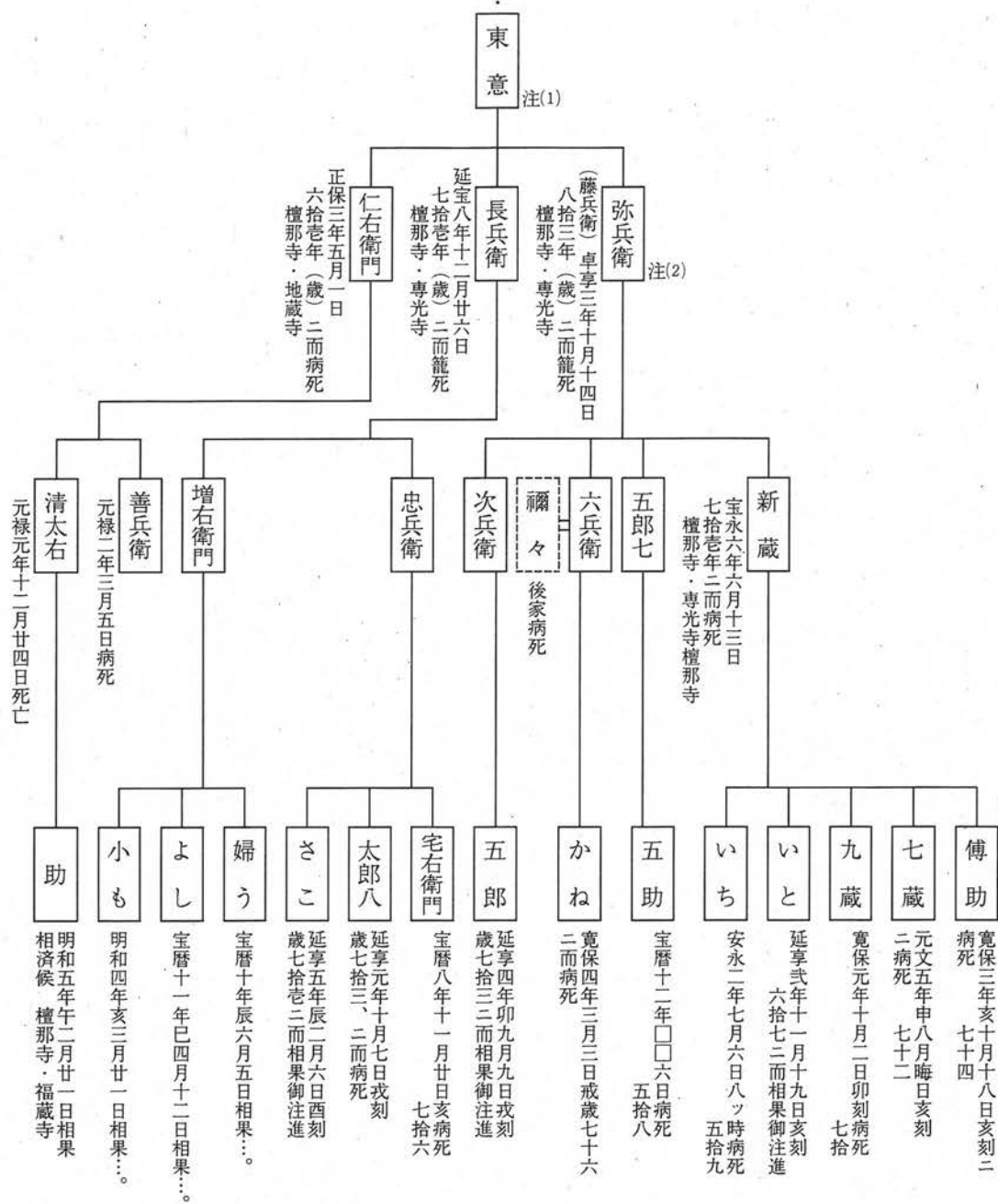
(史料名A～Hは左の史料A～Hを示し ○印は「処罰・その他のメモ」の出典の史料を示す。)

出 典

- A. 『阿陽忠功伝』12巻
- B. 『転切支丹類族御届一卷』(蜂須賀家文書27A-352)
- C. 『元禄二年死亡帳之写拔』(〃 1336)
- D. 『キリシタン研究』四国編、松田毅一著
- E. 『阿淡年表秘録』
- F. 『御大典記念、阿波藩民政史料』上
- G. 『荒井家文書』(阿波郡市場町)
- H. 『吉田家文書』(板野郡板野町吹田)

以上より作成。

系図(一) 東意類族系図



1. 『吉田家文書』

- (1) 「板野郡吹田村切支丹宗門縫東意一件諸書附卷抱」（慶安二年八月九日）
- (2) 「元禄式巳年改（帳）」
- (3) 「板野郡吹田村宗門縫之者共名書仕上帳」（寛保元年五月廿二日）

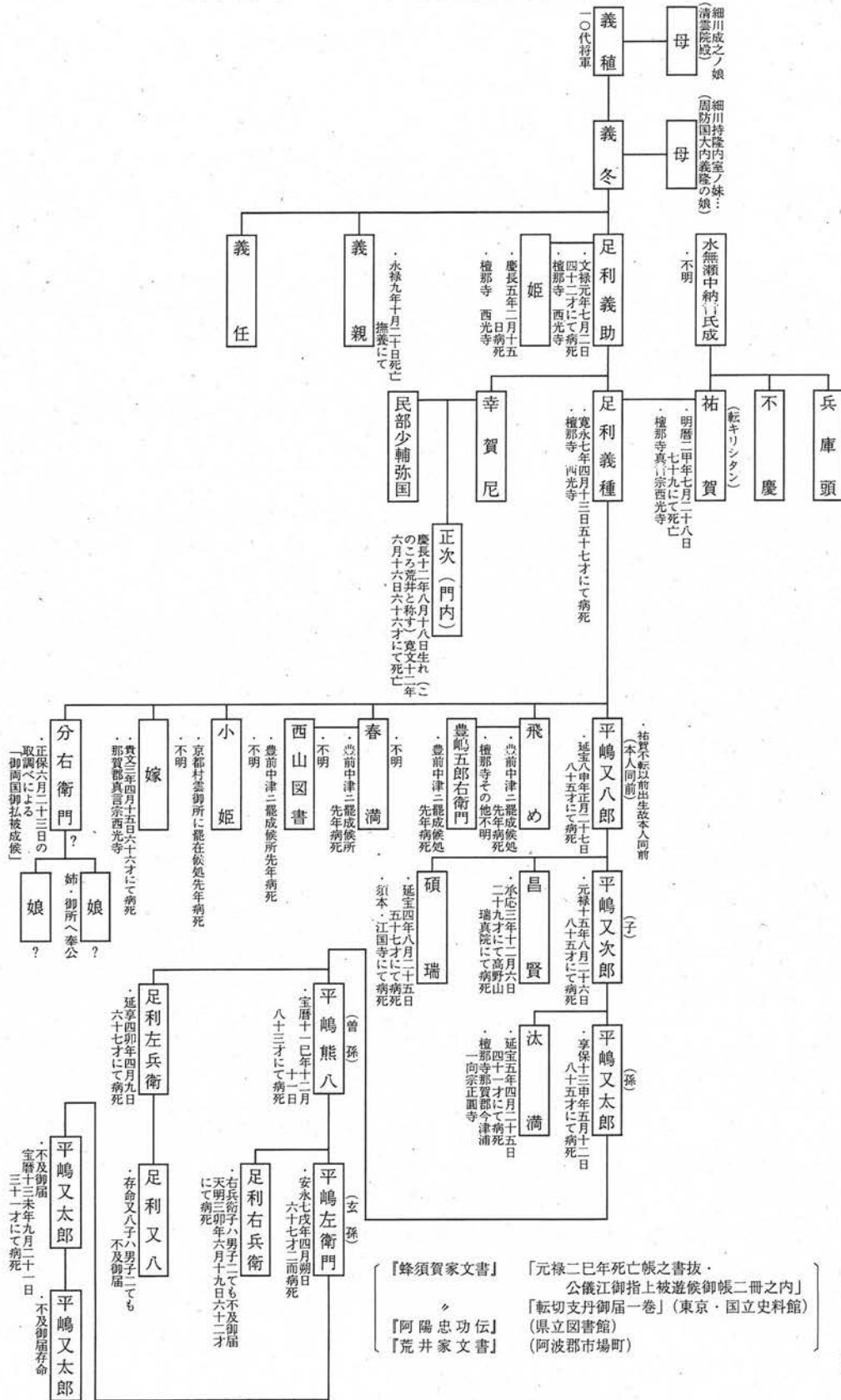
2. 『阿淡御条目』

以上にて作成。

- 注(1) 『吉田家文書』の正保三年「身柄預り状仕上る懸り状の事」では東意は藤兵衛と記されている。
- (2) (1)の史料では弥兵衛は弥兵次となっている。
- (3) 弥兵衛の子供たちは系図(2)とだいぶ違っている。

第四章 転びキリシタン祐賀とその類族について

系図(一) — 平嶋家 (祐賀類族) 系図 —



第三章 転びキリシタン東意・大津古主膳とその類族について

系図(三) 大津家・宇田家・内藤家・林家の系図

